



# 洪民中学校いじめ防止基本方針

～共にたくましく 生きるために～

平成26年6月 策定 平成30年 一部改訂  
令和6年 一部改訂

## I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えると同時に、将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、**人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険**を生じさせるおそれのある**絶対に許されない行為**であり、**本校でも起こりうる**との認識をもって取り組まなければならない。そのためには、常に**保護者や地域住民、関係機関等との連携**を図りつつ、**学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見**に努めるとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、**迅速かつ適切**に対処し、さらにその**再発防止**に努める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。  
【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」】

いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆ 「**一定の人的関係**」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動や塾・スポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ◆ 「**物理的な影響**」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆ 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆ インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

### 3 いじめについての理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題です。いじめに気づくためには、「いじめは見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

#### (1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「**観衆**」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「**傍観者**」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上の**ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）**でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

## (2) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断する。  
(暴力を伴うもの)

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

(暴力を伴わないもの)

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 3 いじめの基本認識

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識にたつこと
- ・ いじめ問題に対しては被害者の対場に立った指導を行うこと
- ・ いじめ問題は学校や家庭のあり方が問われる問題であること
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要なこと

## II いじめの未然防止のための取組

- \* いじめ防止週間（年2回）：全校・学年朝会での講話、道徳、生徒会取組、教育相談
- \* 調査結果の活用：いじめアンケート（年3回）、悩みアンケート（年3回）、Q-U

### 1 教職員による指導について

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。特に、全ての生徒に「いじめは人権を侵害する**絶対に許されない行為**である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。

#### (1) 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ねさせる。

#### (2) 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、生徒一人一人が大切にされ安心・安全が確保される環境づくりに努める。

#### (3) 授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。また、個々に応じた習熟度別学習や個別学習、補充学習などを取り入れ、基礎学力の向上を図ると共に、生徒が自分で主体的に学ぼうとする態度を育てる。

#### (4) インターネット上のいじめの防止

生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、生徒や保護者全員にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。(10月)

#### (5) 心の居場所と「絆づくり」

学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるように配慮し、安心・安全な学校生活を保障すると共に、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。

#### (6) 保護者、地域との連携

保護者、地域住民及び他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が行う生徒会活動に対する支援を行う。

### 2 生徒に培う力とその取組

- (1) 生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認めお互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。
- (2) 学級活動や生徒会活動を通して、生徒自身がいじめ問題の解決に向けてどのように関わったらよいかを考え、自主的・実践的な態度を醸成する。
- (3) 学級の諸問題について話し合う活動を通して、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。

### 3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担ういじめ防止対策委員会を設置する。

#### 【いじめ防止対策委員会】

校長、副校長、生徒指導主事、学年長、養護教諭（教育相談担当）、  
（スクールカウンセラー） 月1回実施。いじめの情報・通報等があった場合は緊急実施。

- \* いじめの相談・通報の窓口としての役割
- \* いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- \* いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携と  
いった対応を組織的に実施するための中核としての役割 等
- \* 毎朝【運営委員＝校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年長】で生徒の情報交換を行う。

### 4 生徒の主体的な取組

特別活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

### 5 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに、校報の配布や地域共育コミュニティの活動などを通じて校外での生徒の様子を見守ってもらえるような関係づくりに努める。

また、学校いじめ基本方針を校報等に掲載し、学校やPTAの各種会議等でいじめの実態や方針についての説明を行う。

## 6 教職員研修

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、ハンドブックなどを活用したり外部講師を招聘したりするなどして、年2回（4月、8月）校内研修を行う。

### Ⅲ いじめの早期発見のための取組

#### 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- (2) 生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つ。  
（日常取り組んでいる**生活ノート等**、教職員と生徒の間で交わされる**日記**、**QU** 調査結果等も活用する。）
- (3) いじめの兆候に気づいたときには、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (4) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、連携に努める。

#### 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめアンケートを5月、9月、1月に実施する。実施にあたっては、児童生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。学級担任は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、直ちに学年長、生徒指導主事に報告する。

定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、生徒や保護者の声に耳を傾け、生徒の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

（定期教育相談6月、11月 三者面談7月、12月）

#### 3 相談窓口の紹介

- \* 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）：全職員が対応
- \* スクールカウンセラーの活用：養護教諭、教育相談担当
- \* 地域からのいじめ相談：副校長、地域連携窓口教員
- \* インターネットを通じて行われるいじめ相談：学校または所轄警察
- \* 24時間いじめ相談電話（県教委）：019-623-7830

### Ⅳ いじめ問題に対する早期対応

#### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを認知した場合、組織的に、迅速かつ適切に対応する。
- (2) いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (3) いじめている側の生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (4) いじめ問題の解決にあたっては、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関と連携し、対応にあたる。

#### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) 事実確認  
いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。
- (2) 指導・支援・助言  
いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラー等の協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、

その際、対応したことを必ず記録として残しておく。

(3) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

(4) 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察（警察署生活安全課）に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

また、児童相談所等関係機関との情報交換を適宜行う。

### 3 いじめが起きた集団への対応

(1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。

(2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようとする態度を行き渡らせる。

(3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係構築できるような集団づくりを進めるよう、教職員全員で支援する。

### 4 インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

### 5 継続的な指導・支援

学校対策組織やスクールカウンセラー等を交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

解決後も、定期的な観察・指導・報告を継続（アフターケア）する。※少なくとも3か月を目安

## V 重大事態への対応

### 1 重大事態とは

- ◎ いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ◎ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対応を行う。

## 2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

## 3 調査の実施と結果の提供

### ◎ 学校が調査主体となる場合

教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 本校「いじめ防止委員会」が中心となって、全職員体制で事実内容を明確にするための調査にあたる。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 被害生徒及び保護者等に対し、調査方針等の説明を行う。
- (4) 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- (5) 調査結果を教育委員会に報告する。
- (6) 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。
- (7) いじめを受けた生徒や保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切に保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (8) 「いじめ防止委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

### ◎ 教育委員会が主体となる場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## VI 年間指導計画

月	項目	内容
4	いじめ防止取り組み計画と組織 現職教育 生徒事例研修	・年間取り組み計画、研修計画 ・生徒理解
5	Q-Uの実施 いじめアンケート 悩みアンケート	・生徒理解 ・アンケート集計と分析
6	いじめ防止週間、教育相談	・全校/学年朝会での講話 生徒会取組 いじめや人権に関わる道徳授業 QUの分析
7	三者面談	・生徒理解
8	現職教育	・生徒理解に関する研修
9	いじめアンケート	・生徒理解 ・アンケート集計と分析
10	悩みアンケート	・生徒理解
11	いじめ防止週間 教育相談	・全校/学年朝会での講話 生徒会取組 いじめや人権に関わる道徳授業 QUの分析
12	三者面談	・生徒理解 ・アンケート集計と分析
1	いじめアンケート 悩みアンケート	・生徒理解
2	年度反省	・生徒理解 ・アンケート集計と分析
3	次年度計画	・今年度の反省と来年度の課題

## VI 取組内容の点検・評価

いじめ防止について、具体的な取組状況や達成状況について**学校評価**等を利用して確認するとともに、いじめ防止対策委員会を中心に**学校基本方針**を点検し、必要に応じて**見直し**を行う。

## VII その他

### 1 公務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、公務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、公務の効率化を図る。

### 2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解協力を得る。

また、多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。